
科学的介護情報システム
(LIFE)

CSV連携仕様について
【2.00版】

令和3年10月

厚生労働省老健局

目次

1. システム概要	4
1.1 CSV ファイルからのデータ取り込み	4
2. CSV ファイル取り込み機能について	5
2.1 概要	5
2.2 稼動環境	5
3. LIFE インターフェース仕様について	7
3.1 概要	7
3.2 インターフェース一覧	7
3.3 インターフェースファイルの関係について	7
4. データ項目仕様について	9
4.1 項目一覧	9
4.2 ファイル構成	9
4.3 ファイルエンコード	9
4.4 ファイル命名規則	10
5. 様式例とデータ項目の関係について	11
5.1 基本的な考え方について	11
5.2 栄養・摂食嚥下情報と様式との関係について	11
5.3 口腔衛生管理情報と様式との関係について	11
5.4 口腔機能向上情報と様式との関係について	12
5.5 薬剤変更情報と様式との関係について	13
5.6 ADL 維持等情報と加算との関係について	13
5.7 その他情報について	13
5.8 各様式の「病名（コード）」等のデータ項目の入力について	13
5.9 各様式の「薬品コード」等のデータ項目の入力について	14
6. CSV 連携仕様書全般に関する問合せ先	15

<別紙> 1

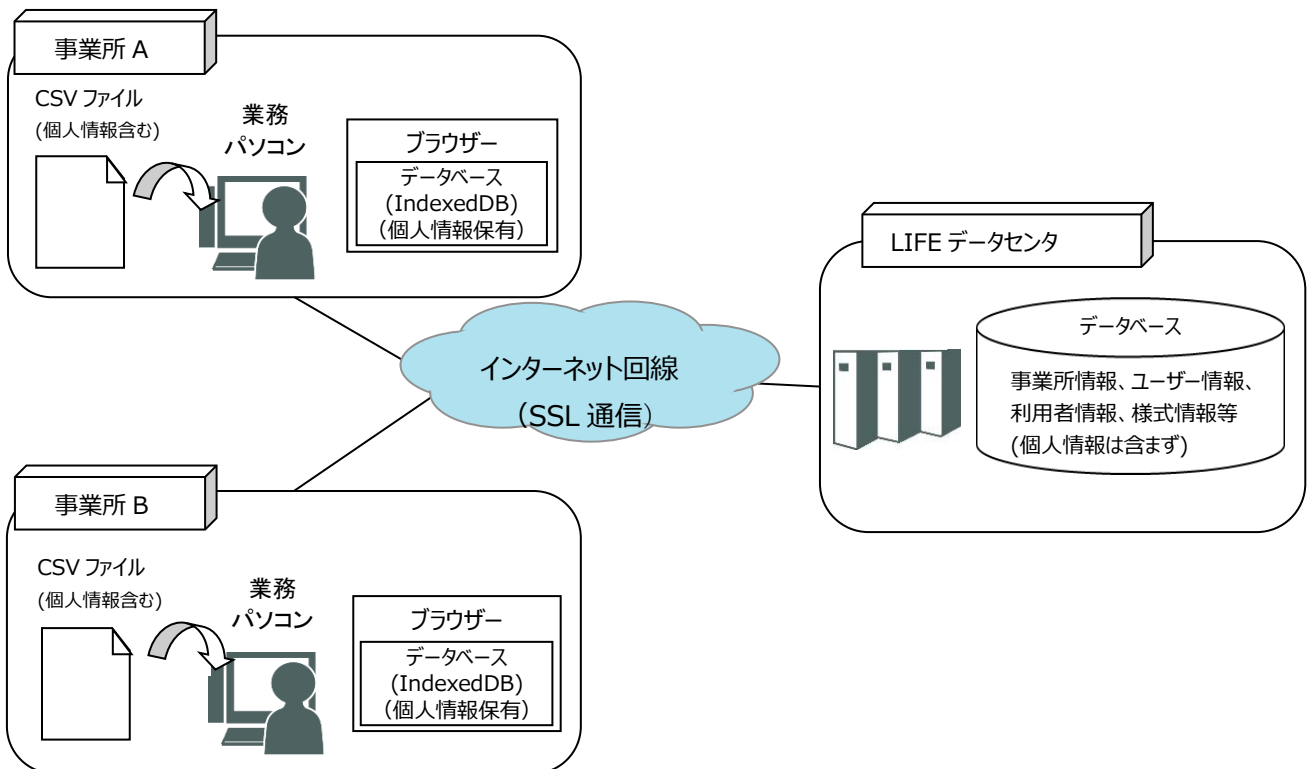
・外部インターフェース項目一覧

1. システム概要

1.1 CSV ファイルからのデータ取り込み

LIFE で収集するすべての情報について、介護事業所で新たに入力を行うことは業務負担も大きく、現実的ではない。介護業務ソフトを導入している介護事業所では、既に LIFE で収集する情報の一部は介護業務ソフト上で電子化されて管理されており、この情報を LIFE に取り込むことで介護事業所における負担を少なくしながら LIFE で必要となる情報の収集が可能となる。こうしたことを考慮して、「2. CSV ファイル取り込み機能について」に示すとおり、LIFE は、介護業務ソフトから作成された CSV ファイルの取り込み機能を有する。各事業所がインターネット回線にて LIFE に接続し、介護業務ソフトから LIFE クライアントアプリケーションに共通インターフェースを介することにより、CSV ファイルの取り込みを可能とする。

CSV ファイル取り込み機能により取り込むデータのうち、個人情報に該当するものは、業務パソコン端末内のブラウザに内蔵しているデータベース (IndexedDB) に保存し、個人情報以外の情報はインターネット回線にて LIFE のデータセンターにあるデータベースに登録する。CSV ファイルの取り込み時におけるデータ保存の流れを、「図表 1.1.1 CSV ファイルからのデータ取り込み時の流れ」に示す。



図表 1.1.1 CSV ファイルからのデータ取り込み時の流れ

2. CSV ファイル取り込み機能について

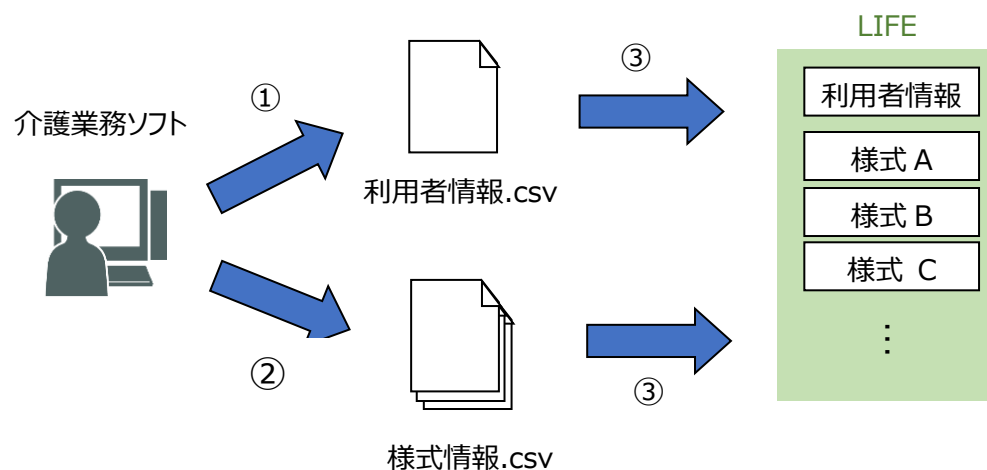
2.1 概要

LIFE は、介護業務ソフトから作成された CSV ファイル取り込み機能を有する。CSV ファイル取り込み機能とは、介護業務ソフトから作成された CSV ファイルからデータの取り込みを行う機能であり、介護業務ソフトで作成した情報を、LIFE で取り扱う情報（介護サービス利用者の詳細な状態やケアの内容に関する情報等）として CSV 形式で取り込み、システムに登録する。

事業所が介護業務ソフトから作成した CSV ファイルのデータを LIFE に取り込む流れは、以下のとおりである。

- ① 利用者に関する情報を介護業務ソフト等から、LIFEに対応したCSVファイルで書き出す。
- ② 介護業務ソフト等から作成した様式を、LIFEに対応したCSVファイルで書き出す
- ③ 上記①、②で作成したCSVファイルをLIFEクライアントアプリケーションに一括して取り込む。

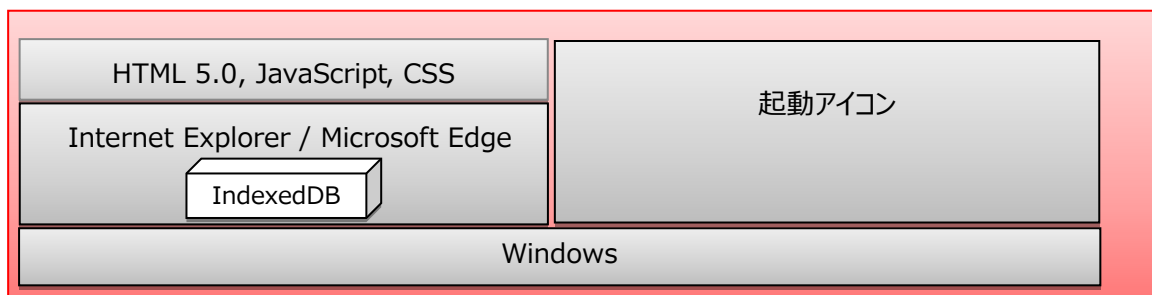
以上の流れを「図表 2.1.1 介護業務ソフトから出力した CSV ファイルの LIFE への取り込みの流れ」に示す。



図表 2.1.1 介護業務ソフトから出力した CSV ファイルの LIFE への取り込みの流れ

2.2 稼動環境

LIFE クライアントアプリケーションが稼動する業務パソコンの構成を「図表 2.2.1 LIFE の稼動に必要な業務パソコンの構成」、必要となるソフトウェアやツール等を「図表 2.2.2 LIFE の稼動に必要なソフトウェアやツール（業務パソコン）」に示す。



図表 2.2.1 LIFE の稼動に必要な業務パソコンの構成

No.	項目	内容
1	OS	Windows 8.1, 10
2	ブラウザ	Internet Explorer11, Microsoft Edge ※個人情報に該当するものは IndexedDB 上に保存
3	起動アイコン	LIFE を起動するツール (起動ランチャー)

図表 2.2.2 LIFE の稼動に必要なソフトウェアやツール (業務パソコン)

3. LIFE インターフェース仕様について

3.1 概要

LIFE は、介護業務ソフト等から作成した CSV ファイルを介してデータの取り込みを行うインターフェースを持つ。

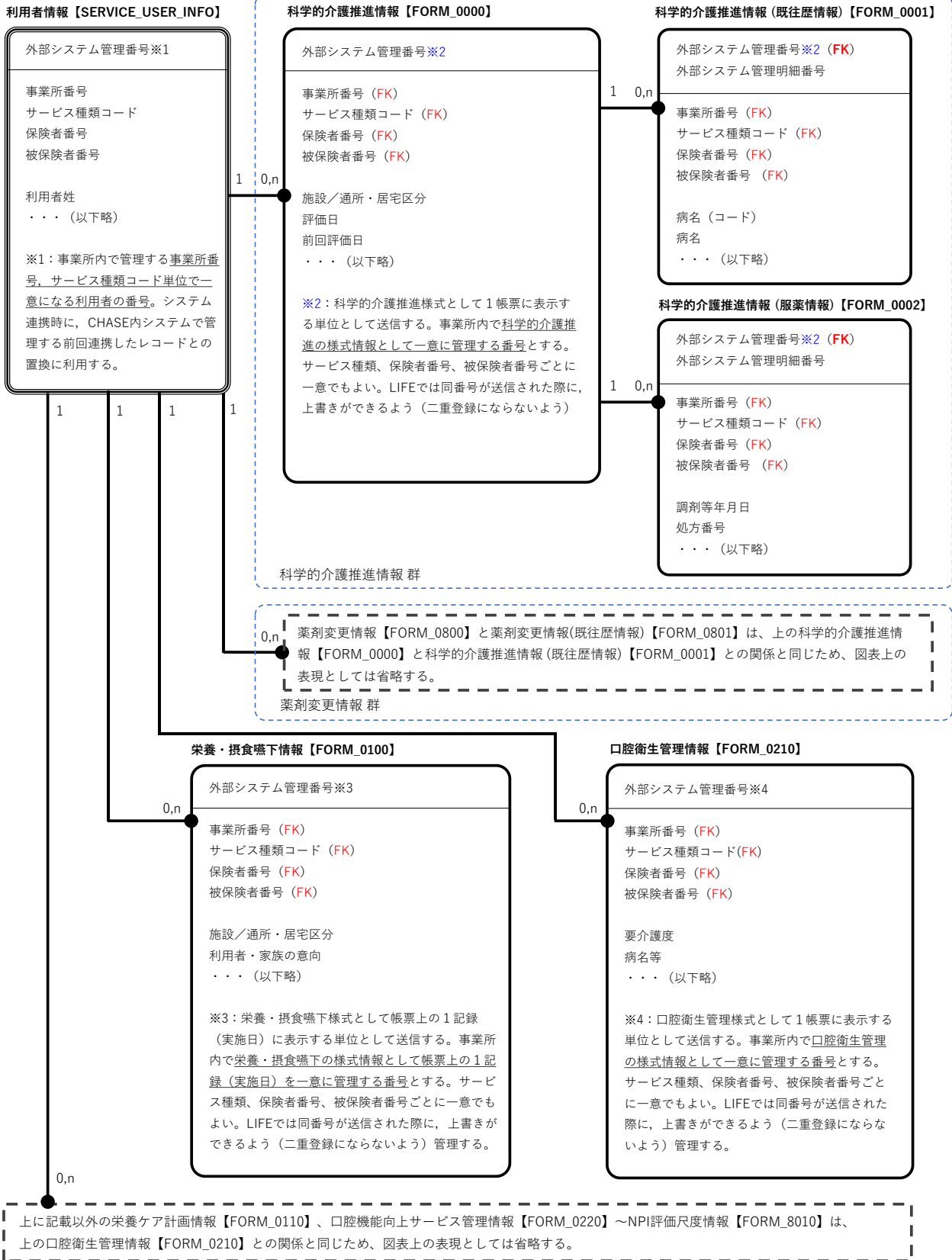
インターフェースの CSV ファイルの取り込みを行う機能では、介護サービス利用者情報を LIFE に登録し、その後、各様式情報を LIFE に登録する。LIFE に登録するデータ項目の詳細については、「4.データ項目仕様について」を参照すること。

3.2 インターフェース一覧

LIFE が有するインターフェース一覧は、別紙「外部インターフェース項目一覧（LIFE）」の「LIFE 外部インターフェース一覧」を参照すること。

3.3 インターフェースファイルの関係について

インターフェースファイルの関係について、「図表 3.3.1 LIFE インターフェースファイルの関係」に示す。利用者情報を親ファイルとして、各様式の情報が紐付く構造とする。なお、それぞれのファイルにある外部システム管理番号は、同一番号が LIFE に送信された際に、過去に連記されたデータを上書き（更新）ができるよう（二重登録にならないよう）に連携する番号である。例えば、科学的介護推進情報であれば、対象の事業所内でその科学的介護推進情報の様式情報を一意に管理する介護業務ソフト上のプライマリーキーに相当する項目が連携されることを想定している。ただし、図の右側にある既往歴情報、服薬情報については科学的介護推進情報を親ファイルとする子明細（ファイル）として連携することになっているため、外部システム管理番号が外部キーの 1 つとして関係する。したがって、既往歴情報、服薬情報の外部システム管理番号は、科学的介護推進情報紐づくレコードと同一の外部システム管理番号となることに注意すること。



図表 3.3.1 LIFE インターフェイスファイルの関係

4. データ項目仕様について

4.1 項目一覧

各インターフェースファイルにおけるデータ項目の一覧は、別紙「外部インターフェース項目一覧（LIFE）」を参照すること。

4.2 ファイル構成

介護業務ソフトより出力し、LIFE にて取り込むファイルは CSV ファイルとし、次の構成とする。

行数	説明	備考	例
1	Data type	IF の種類を表す物理名 -> SERVICE_USER_INFO, FORM_0000_2021, ...	1 行目 : SERVICE_USER_INFO
2	Column names list	- 項目の物理名をカンマ「,」で区切ったもの	2 行目 : name,birthday,address 3 行目 : AAA,19901231,住所 1 4 行目 : BBB,19801005,住所 2 5 行目 : CCC,19800115,住所 n
3	Data row 1	- データをカンマ「,」で区切ったもの - カンマ「,」もしくはダブルクォーテーション「"」を含む可能性のある項目については、ダブルクォーテーションで囲まれるものとする（CSV ファイルを作成するソフトウェア仕様による）。	
...	...		
n	Data row n-2	- 以下 2 つの特殊処理を設定する： ・空値（Null に該当。CSV ファイル内では連続したカンマ。） → 更新時：更新しない挿入時：Null で DB に格納。 ・半角空白 → Null に置き換える。（データ削除目的の特殊処理） → 全角空白、2 つ連続した半角空白は通常データ扱い。	
—	改行文字	改行コードは、CR-LF 又は CR とする。	

図表 4.2.1 CSV ファイルのデータ構成

4.3 ファイルエンコード

UTF-8 又は Shift-JIS（MS932）のいずれかとする。なお、UTF-8 の場合には、BOM は付ける、付けないどちらでも構わない。

4.4 ファイル命名規則

ファイル名に関する規則は設けないが、介護事業所職員は LIFE の CSV 取込み操作においては、まず利用者情報を取り込む必要があることから、対象のデータファイルをわかりやすく識別できるよう固定的な名称を要する場合は、以下を推奨する。

推奨ファイル名称 = [Data type] + "_" + [管理連番] + [独自記号] + ".csv"

例) 利用者情報のファイル 2 種類と、科学的介護推進情報

- 1 SERVICE_USER_INFO_1_20210810.csv
- 2 SERVICE_USER_INFO_2_20210810.csv
- 3 FORM_0000_2021_1_20210810.csv

図表 4.4.1 CSV ファイル名の例

5. 様式例とデータ項目の関係について

5.1 基本的な考え方について

本 CSV 連携仕様書で提示するデータ項目仕様は、LIFE の加算に関連する各様式例と基本的には一致した仕様となっている。ただし、以下に示す LIFE インターフェース仕様については、各様式例そのままのデータ項目仕様ではないため、様式例等とデータ項目仕様との関係（考え方）を示す。

5.2 栄養・摂食嚥下情報と様式との関係について

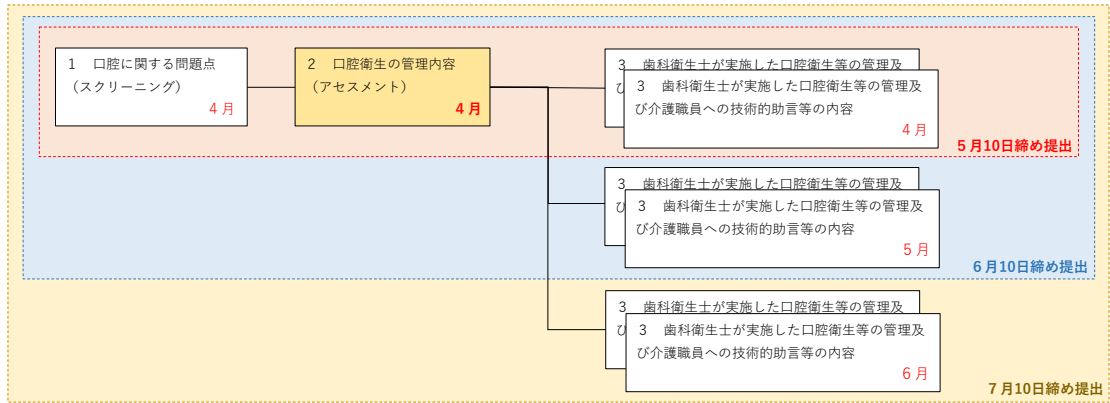
栄養・摂食嚥下情報は、栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング（施設）及び栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（通所・居宅）の様式例と基本的に項目は一致する。栄養・摂食嚥下情報として 1 回の実施（スクリーニング・アセスメント・モニタリング）ごとに 1 つのレコードとして記録し LIFE に提出する。様式上部にある氏名等の基本的な情報は利用者情報に含まれるため、栄養・摂食嚥下情報には含まれないが、栄養・摂食嚥下情報に存在する要介護度、病名・特記事項等の項目は、栄養アセスメントを実施記録した際の最新の情報として都度記録し提出する。なお、様式上部にある作成年月日については、入所若しくはサービス利用開始後の初回に栄養ケア計画を作成して実施した記録日が記載されることが想定されるため、LIFE に提出する際には毎回同じ値となる。

LIFE において帳票を出力する際には、様式例に示すように利用者ごとにまとめられ時系列に右側に並んだ帳票様式となる。4 回の実施を超える場合には 2 枚以上の帳票に分かれて出力される。

5.3 口腔衛生管理情報と様式との関係について

口腔衛生管理情報は、口腔衛生管理加算 様式（実施計画）の様式例と基本的に項目は一致する。口腔衛生管理情報として、アセスメント実施の都度、それに紐づく他記録（「口腔に関する問題点（スクリーニング）」、「歯科衛生士が実施した口腔衛生等の管理及び介護職員への技術的助言等の内容」とともに LIFE に提出する。様式上部にある氏名等の基本的な情報は利用者情報に含まれるため口腔衛生管理情報には含まれないが、口腔衛生管理情報に存在するかかりつけ歯科医、入れ歯の使用等の項目は、アセスメントを実施記録した際の最新の情報として都度記録して提出する。

アセスメントを実施した月については、それに紐づく他記録（「口腔に関する問題点（スクリーニング）」、「歯科衛生士が実施した口腔衛生等の管理及び介護職員への技術的助言等の内容」）について翌月 10 日までに LIFE に提出する。その後、アセスメントを実施せず「歯科衛生士が実施した口腔衛生等の管理及び介護職員への技術的助言等の内容」について実施し LIFE へ提出する場合には、アセスメントを実施した月に提出したレコードと同じ外部システム管理番号を設定して追加提出することで、「歯科衛生士が実施した口腔衛生等の管理及び介護職員への技術的助言等の内容」を前月までに LIFE に提出した情報に追加できる。提出のイメージについては、「図表 5.3.1. 口腔衛生管理情報のレコード構成（例）」を参照されたい。この例ではアセスメントを実施した 4 月に 5 月 10 日締めレコードとして LIFE に提出しており、その後 5 月に「歯科衛生士が実施した口腔衛生等の管理及び介護職員への技術的助言等の内容」について実施した情報は、外部システム管理番号を同一（この例では 12345678）として 5 月 10 日締めに提出したレコードに追記を行った状態で、6 月 10 日締めまでに一式を提出している。（その後の 7 月 10 日締めの提出分も同様となる。）

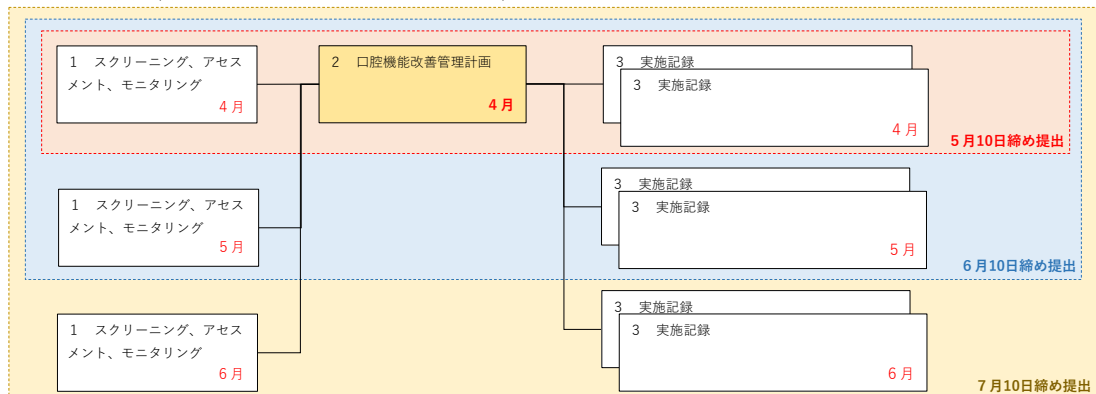


図表 5.3.1. 口腔衛生管理情報のレコード構成(例)

5.4 口腔機能向上情報と様式との関係について

口腔機能向上情報は、口腔機能向上サービスに関する計画書の様式例と基本的に項目は一致する。口腔機能向上情報として1回の計画立案と、それに紐づく他記録（「スクリーニング、アセスメント、モニタリング」、及び「実施記録」）とともに LIFE に提出する。様式上部にある氏名等の基本的な情報は利用者情報に含まれるため口腔機能向上情報には含まれないが、口腔機能向上情報に存在するかかりつけ歯科医、入れ歯の使用等の項目は、計画立案を実施記録した際の最新の情報として都度記録し提出する。

計画立案を実施した月については、それに紐づく他記録（「スクリーニング、アセスメント、モニタリング」、及び「実施記録」）について翌月 10 日までに LIFE に提出する。その後、計画立案をせず「スクリーニング、アセスメント、モニタリング」、及び「実施記録」について実施し LIFE へ提出する場合には、計画立案を実施した月に提出したレコードと同じ外部システム管理番号を設定して追加提出することで、「スクリーニング、アセスメント、モニタリング」、及び「実施記録」を前月までに LIFE に提出した情報に追加できる。提出のイメージについては、「図表 5.4.1. 口腔機能向上情報のレコード構成（例）」を参照されたい。この例では計画立案を実施した4月に5月10日締めレコードとして LIFE に提出しており、その後5月に「スクリーニング、アセスメント、モニタリング」、及び「実施記録」について実施した情報は、外部システム管理番号を同一（この例では 12345678）として5月10日締めレコードに追記を行った状態で、6月10日締めまでに一式を提出している。（その後の7月10日締めの提出分も同様となる。）



図表 5.4.1. 口腔機能向上情報のレコード構成（例）

5.5 薬剤変更情報と様式との関係について

薬剤変更情報は、薬剤変更等に係る情報提供書の様式の項目のうち、「傷病名」「処方薬剤名」「変更・減薬・減量の別」「変更・減薬・減量理由」に係る情報となる。初回に登録する際には、当該月の情報について、傷病・処方薬剤ごとに1つのレコードとして記録し LIFE に提出する。なお、初回登録時の処方薬剤の「ステータス」は「追加」とする。以降の登録にあたっては、当該月の最新情報を記録し提出する。すなわち、初回登録時から継続している傷病・処方薬剤については初回登録時と同一の情報を、追加・変更・減薬が生じた場合にはレコードを追加若しくは「ステータス」を適切な値に設定したうえで、これらの情報を記録した日を「記録日」として提出することとなる。また、入所時及び退所時には、当該月に提出する全てのレコードに対して、それぞれ「入所時情報」及び「退所時情報」の項目を設定する必要がある。

なお、LIFE においては「薬剤変更等に係る情報提供書」の帳票自体の出力は行われず、この帳票を記載する際に必要となる「傷病名」「処方薬剤名」「変更・減薬・減量の別」「変更・減薬・減量理由」がこれまで登録した情報から一覧として出力される。

5.6 ADL 維持等情報と加算との関係について

ADL 維持等情報は、令和4年度以降の ADL 維持等加算を算定する場合において、利用者等ごとに、評価対象利用開始月及び評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月の ADL 値の提出を求めるものである。

ADL 維持等加算の算定要件を満たしているかは、評価対象期間の終了後、LIFE のトップ画面の「ADL 維持等加算算定」から確認を行う。「ADL 維持等加算算定」において対象サービスを選択すると、ADL 維持等情報に登録された情報が表示され、この情報をもとに ADL 利得の算出が行われる。

5.7 その他情報について

その他情報【FORM_8000】については、各加算や様式例等と紐づくものではなく、介護業務ソフトにおいて記録されている情報があれば任意にて情報の提供を求めるものである。

5.8 各様式の「病名（コード）」等のデータ項目の入力について

「病名（コード）」や「診断名（コード）」等の病名のコードに係る入力項目は、「ICD10 コード」又は「傷病名コード」の記録を求める項目である。「病名」や「診断名」等の病名の入力項目は、「病名（コード）」や「診断名（コード）」等で入力したコードに紐づく病名を入力する。

「ICD10 コード」については、厚生労働省のホームページ(※)における「基本分類表（2013年版）準拠」の「分類単位」列のうち、「最小」及び「細分類あり」に該当する「コード」列が「病名（コード）」の、「コード名」列が「病名」の入力対象となる。「傷病名コード」については、社会保険診療報酬支払基金のホームページ(※)における「傷病名マスター」及び「旧傷病名管理ファイル」の「傷病名コード」列が「病名（コード）」の、「傷病名基本名称」が「病名」の入力対象となる。

LIFE に実装するマスターは、毎年6月20日及び12月20日頃に、5月20日及び11月20日時点で最新のマスターへ更新する（更新予定日の詳細は、都度お知らせ欄に掲載する。）。実装中のマスターのバージョンについては、LIFE ホームページの右上にある「操作マニュアル等」の中の「アプリケーション更新履歴」に掲載するため、参照されたい。

※各ホームページの URL は以下のとおり（2021年9月現在）

・ ICD10 コード

「疾病、傷害及び死因の統計分類」 | 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/sippe/>

- ・ 傷病名コード

傷病名マスター | 社会保険診療報酬支払基金

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/kihonmasta_07.html

5.9 各様式の「薬品コード」等のデータ項目の入力について

「薬品コード」や「単位名」等の薬品のコードに係る入力項目は、「レセプト電算コード」の記録を求める項目である。「薬品名称」や「単位名」の入力項目は、「薬品コード」で入力したコードに紐づく薬品名称及び単位名を入力する。

「レセプト電算コード」については、社会保険診療報酬支払基金のホームページ（※）における「医薬品マスター」の「医薬品コード」列が「薬品コード」の、「単位（漢字名称）」列が「単位名」の入力対象となる。

LIFE に実装するマスターは、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日頃に、5 月 20 日及び 11 月 20 日時点で最新のマスターへ更新する（更新予定日の詳細は、都度お知らせ欄に掲載する。）。実装中のマスターのバージョンについては、LIFE ホームページの右上にある「操作マニュアル等」の中の「アプリケーション更新履歴」に掲載するため、参照されたい。

※ホームページの URL は以下のとおり（2021 年 9 月現在）。

医薬品マスター | 社会保険診療報酬支払基金)

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/kihonmasta_04.html

6. CSV 連携仕様書全般に関する問合せ先

本 CSV 連携仕様書に関する質問及び CSV 連携に係るテスト等の問合せは、厚生労働省の委託先である LIFE 運用保守事業者の「L I F Eヘルプデスク」にて受付けを行う。仕様に関する質問やテストの相談については、以下の E-mail 宛に問合せをすること。なお、問合せをする場合には、CSV 連携を予定する介護事業所名称と事業所番号を問合せ内容に含めて行うこと。

【L I F Eヘルプデスク 連絡先】：

E-mail : life-newregist@toshiba-sol.co.jp

以上